

令和7年11月26日

財務大臣 片山 さつき 様

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県八潮市道路陥没事故に対する財政支援等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国のインフラ施設について、今後20年で建設後50年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されるなど、インフラ施設の適切な維持管理・更新や予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策が急務となっています。令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、長期にわたり住民生活に甚大な影響を及ぼしておりますが、この事故は硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものと考えられると結論付けられており、下水道管の老朽化対策は喫緊の課題であります。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 埼玉県八潮市道路陥没事故に関連する要望

(1) 現状・課題等

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると考えられる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生した。

令和7年9月に公表された、八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会の間取りまとめでは、「今回の道路陥没は、埼玉県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものと考えられる。」と結論付けられた。

同委員会では、引き続き、下水道管の破損について徹底した調査・検証

を行うとともに、下水道管の点検・調査、修繕方法の検討を行う予定である。県としては、必要な緊急的措置に加え、破損した下水道管の抜本的な対策を行うとともに、国においては、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靱化の実現を図る必要がある。

また、実際にこのような重大な事案が発生したことについて、原因を明らかにし、現状の下水道の維持管理の在り方、ひいては今後の流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。

そのため、中長期的なインフラの在り方及び更新に際しての費用負担の在り方について見通しがつくまでは、ウォーターPPPの推進は慎重な検討を要する。

さらには、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている中で、流域下水道にとどまらず、国においては、老朽化したインフラの早急な対策及びその財源について、中長期的な観点から方向性を打ち出す必要がある。

(2) 要望項目

今回の事故を踏まえ、全国的にも大量のインフラが更新時期を迎える中、老朽化するインフラの更新を積極的に推進するための新たな枠組みを設けたうえで、安定的な財源を確保すること。

大規模流域下水道については、更新や適切な点検の手法が確立されない中、国の方針に基づき整備が推進され、自治体がこれを管理してきたことを踏まえると、今回の事故発生箇所の本格的な復旧については、部分的な対策のみでは不十分であるため、陥没箇所復旧の財政支援に加え、二条化などによる抜本的な対策に向けた国からの技術的支援及び財政的支援を行うこと。

道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するための技術的確立を行うとともに、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた「上下水道施設の耐災害性強化」及び「上下水道施設の戦略的維持管理・更新」の着実な推進に必要な予算の確保を行うこと。

現在、国が推進しているウォーターPPPについては、インフラの中長期

に渡る更新や費用負担の在り方に目途がつくまでは、慎重に検討するとともに、下水道に対する国の財政的支援については、ウォーターPPPを前提条件としない制度設計に見直すこと。

多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など、下水道施設の更新費用に係る負担の在り方について、国民的な議論を通じ見直すとともに、早急な対応が必要とされた箇所については、国の責任で財政措置を行うこと。

2 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸の早期実現に向けた支援

(1) 現状・課題等

埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の延伸については、平成28年4月の交通政策審議会第198号答申において、浦和美園から蓮田までの区間について、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示されている。

埼玉県及びさいたま市では、浦和美園から岩槻までを先行整備区間と位置付け、延伸の早期実現に向け、埼玉県、さいたま市、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、埼玉高速鉄道株式会社の4者間での協議など検討を進めている。

浦和美園から岩槻までの延伸については、都心部への速達性・利便性の向上や鉄道空白地域の解消など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害時等の代替路線機能の充実」に大きな効果があり、延伸によって地域の成長と発展が期待されている。

また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の試算結果において、B/Cが1.0を超える見通しが立ったことなどから、さいたま市とともに、令和7年度中に都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者への事業実施要請を行うことを目指している。

鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。

(2) 要望項目

埼玉高速鉄道線（地下鉄 7 号線）延伸（浦和美園～岩槻区間）の令和 9 年度の事業化。

事業の進捗に応じた予算の安定的な確保及び事業の実施に向けた現実的な支援。

3 流域治水対策の強化

(1) 現状・課題等

本県の治水対策では、直轄河川事業による治水安全度の向上が非常に重要であることから、主要な直轄事業の加速化が必要である。

令和 5 年 6 月の大雨で大きな浸水被害が発生した県東部地域では、流域全体で「ためる」対策を進めるとともに、洪水を確実に「ながす」ための対策強化が不可欠であることから、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられた中川と江戸川をつなぐ新規放水路の早期実現が必要である。

首都圏外郭放水路は県東部の浸水被害の軽減に大きな力を発揮している。河川整備基本方針に位置付けられた延伸区間を整備することで、更なる効果が期待される。

令和元年及び令和 5 年の大雨により、県内で甚大な浸水被害が発生したことから、中川・綾瀬川流域や入間川流域において実施している個別補助事業などをより強力に推進していく必要がある。

国や県による河川整備等のハード整備だけでなく、市町が実施する内水対策への取組、更にソフト対策を組み合わせた総合的かつ多層的な流域治水を強力に推進していく必要がある。

流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組の一つとして、「田んぼダム」などの地域で「ためる」対策が注目されており、県内においても行田市で田んぼダムに取り組んでいるところである。このような取組を広げていくためには、恩恵を受ける流域の自治体が支援（費用負担）する新たな制度の創設が必要である。

(2) 要望項目

利根川・江戸川河川整備計画の変更を踏まえ、治水機能増強のため、ダム
の整備等も含めた具体的な対応の検討を進めること。

荒川第二・第三調節池事業や越辺川、都幾川の遊水地の整備を引き続き
強力に推進していくこと。

「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられている中川
から江戸川への放水路整備の早期着手を図ること。

利根川水系河川整備基本方針に位置付けられた首都圏外郭放水路の延
伸区間について検討を進めること。

国、県、関係市町が連携し推進している「中川・綾瀬川緊急流域治水プ
ロジェクト」や個別補助事業などの流域治水対策の実施に必要な財源・予
算を確保すること。

田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して、流域（特に下流域）
の自治体が支援を行うなどの、特定都市河川流域内の自治体連携に関する
制度を創設すること。

4 幹線道路網の強化

(1) 現状・課題等

本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道 17 号
や国道 4 号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。

圏央道沿線地域を中心とした物流の活発化等に伴い増大する交通需要
への対応のためには、圏央道から都心方面へのアクセス強化は必要不可欠
である。

地域経済の活性化や防災上の観点からも、新大宮上尾道路や東埼玉道路、
本庄道路など本県の直轄国道未整備区間の一日も早い完成が必要である。
また、暫定 2 車線での供用から 30 年以上が経過し、慢性的な渋滞が発生
している深谷バイパスの早期 4 車線化整備が必要である。

圏央道以南地域においては、東京外かく環状道路、国道 16 号、国道 463
号、国道 298 号等、東西方向の幹線道路において交通容量不足に伴い、走
行速度が著しく低下している。広域的な環状道路を形成し、多重性・代替

性のある核都市広域幹線道路の早期事業化はこれらの問題の解決に不可欠である。また、東北自動車道付近では、地下鉄7号線延伸計画が進められていることから、特に早期の事業化が必要である。

直轄国道のうち高規格道路（自動車専用部）の整備にあたっては、事業のスピードアップ及び地元負担軽減を図るため有料道路事業の比率を引き上げて積極的に活用する必要がある。加えて踏切により発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するために、春日部市及び東武鉄道株式会社と連携して取り組む「東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業」に対する国の重点的な支援が必要である。

(2) 要望項目

首都圏の広域的な幹線道路網の強化・充実のため、新大宮上尾道路、東埼玉道路、本庄道路など本県の直轄国道等における事業中区間の整備の推進を図ること。

暫定2車線区間である深谷バイパスの4車線化整備の新規事業化及び上武道路の4車線化工事を早期に着手すること。

核都市広域幹線道路のルートを早期に決定し、地下鉄7号線延伸と同じタイミングで事業化すること。

自動車専用部の整備にあたり有料道路事業費の比率を引き上げて積極的な活用を図ること。

重要物流道路である国道254号和光富士見バイパスの整備や、東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業について、個別補助事業として重点的な支援をすること。

5 統合的な地下インフラ管理体制の早期確立に向けた新たな道路占用関連システムの導入促進について

(1) 現状・課題等

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内で発生した陥没事故現場の路面下には、流域下水道管のほかにもガス、通信、八潮市上下水道など多種多様な地下インフラが輻輳して埋設されており、平素から地下インフラ情報を正確に把握し、事故発生当初から迅速に共有する体制構築の重要性を改め

て認識したところである。

同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、国土交通省では、令和7年2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し、今後の地下管路の施設管理のあり方など、専門的見地からの検討を進めている。令和7年5月28日に公表された第2次提言では、様々な地下インフラ情報のデジタル化、これらを統合化する仕組みの必要性が示されている。

流域下水道施設を始め、地方自治体は老朽化した地下インフラを多く抱えており、その維持管理や更新は、全国共通の課題である。

現行の道路管理システムは一部地域での利用に限られていることや、一部の手続きのみしかオンライン上でできない等の課題があり、現在、国では全国統一型の新たな道路占用関連システムの開発を進めている。

今後の地下インフラの維持管理や更新等の高度化につなげるためには、行政境を越えて全ての道路管理者や占有者が本システムを導入し、データを共有し、効果的に活用することが重要である。

このためには、全ての利用者が過度の負担なくシステム利用できる仕組みづくりが極めて重要である。

については、地下インフラ情報のデータベース化・統合化に向けた本システムの導入を促進し、実効性の高いものとするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

(2) 要望項目

新たな道路占用関連システムについては、道路管理者と占有者の双方が使いやすいものとし、早期に利用開始できるよう開発を進めること。

国が主体となって、道路管理者や占有者が管理する地下インフラデータを収集、電子化するためのガイドラインを示すとともに、本システムの普及啓発に取り組むこと。

全ての道路管理者や占有者が本システムの利用ができるよう、利用料については、低廉な価格に設定すること。

地下インフラの新設・更新等に伴うシステムのデータ更新において、道路管理者や占有者の負担が生じる場合は、技術的・財政的支援を行うこと。

6 社会資本整備予算の安定的な確保

(1) 現状・課題等

激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、国土強靱化に向けた取組の着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。

ガソリン税などの暫定税率に関する議論が進められているが、その結果に関わらず、道路をはじめとしたインフラの整備・補修・維持に必要な財源の確保が必要である。

(2) 要望項目

第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な財源を通常予算とは別枠で確保し、配分すること。

社会資本整備予算について、計画的な事業執行のため、本県が実施する道路や河川の整備、都市公園の整備、災害に強い市街地の形成に必要な財源を、安定的に確保し、配分すること。

7 大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援

(1) 現状・課題等

大宮スーパー・ボールパーク構想は県営大宮公園の競技場が集まったエリアを中心に、「試合がある日もない日も楽しめる公園」をコンセプトとして再整備し、大宮のまち、埼玉県の良いさを多くの人に知ってもらい、県外からも埼玉県を訪れていただくことを目指している。

大宮のまちは大宮駅をはじめとする、東日本各都市のヒト・モノ・情報の相互交流・連携の要となる東日本の玄関口、交流拠点である。

大宮駅周辺地域戦略ビジョンでは大宮公園が氷川参道歴史文化軸に位置付けられており、大宮のまちづくりにおいても重要である。

大宮スーパー・ボールパークの整備にあたっては、さいたま市のまちづくり等と連携していく。

こういった東日本の玄関口である交流拠点づくりを行うことから、道路や地域交通などの広域的な視点、また野球場やサッカー場、多目的競技場

といった複数の集客・賑わい施設の再整備について、官民連携による整備手法の検討や既存施設を供用しながらの大規模な整備等を検討しており、国の技術的支援が必要である。

今後、事業の本格化に伴い、多額の費用を要することから国の財政的支援が必要不可欠である。

(2) 要望項目

大宮スーパー・ボールパーク構想を実現するため事業の進捗に応じた技術的、財政的な支援を行うこと。

8 医療機関等の安定運営確保の推進について

(1) 現状・課題等

医療機関の経営環境は、光熱費等の度重なる価格上昇や、賃上げに伴う人件費や業務委託料の増加の影響を受けて支出が増加する一方で、収入の大部分を占めている国の定める診療報酬が物価等の上昇分に追いついていない中、利用者へ負担を転嫁できず、コスト削減にも限界があることから、非常に厳しい状況に直面している。

令和6年度の診療報酬改定においては、食材料費をはじめとする物価高騰等を踏まえ、0.88%のプラス改定が行われたところであるが、運営コストはこれを上回って上昇しており、医療機関からも依然として経営は厳しい状況であるとの声が多く挙がっている。

このままの状況が続いた場合、医療機関の経営状況が一層悪化し、安定した医療の提供が困難となり、地域の医療提供体制の維持に大きな影響を及ぼすことになりかねない。

また、本年6月13日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2025』においても、物価上昇の影響等に対して、経営の安定につながるよう的確な対応を行うとの方針が示され、10月24日の高市総理の所信表明演説においても「赤字に苦しむ医療機関や介護施設への対応は待ったなし」との認識が示されたところであり、速やかな対応をお願いしたい。

(2) 要望項目

所信表明演説では、診療報酬の改定の時期を待たず補助金を措置すると

されたが、これまで国の補正予算等で措置された補助金は、医療機関の経営支援には十分ではなかった。本来、医療機関の経営に必要な経費や従業員の人件費は、公定価格である診療報酬で対応するべきである。国は、民間企業に賃上げを求めている以上、物価高騰や賃上げなどの影響を十分に踏まえた診療報酬の改定を、定期改定時を待たずして早急に行うこと。また、診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うこと。

さらに、薬局や介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても同様に、経営安定化のための財政支援等必要な措置を講じること。

9 医療提供体制の整備に必要な国庫補助金の確保について

(1) 現状・課題等

医療資源の乏しい本県において、救急医療、周産期医療、災害医療などの地域医療を提供するためには、それを担う医療機関への財政支援が必要不可欠であり、その多くは国庫補助金によるものである。

一方、救命救急センターや周産期母子医療センターの運営費への補助を含む「医療提供体制推進事業費補助金」については、例年、交付額が基準額を下回り、補助基準額どおり補助できない事態が生じており、これまでも必要な財源を十分に確保することを要望してきたところである。

さらに、搬送困難事案を受け入れる医療機関への補助を含む「医療施設運営費等補助金」についても、これまで交付申請額に対して満額交付されていたところ、令和6年度は交付申請額に対する交付割合は約65.3%と急激に低下し、今年度も同様の見込みである。

急速な高齢化に伴い、救急搬送患者数が過去最多を更新し続けるとともに、搬送困難事案数も高止まりする一方で、医療機関の経営状況は悪化するなど、医療機関の負担は非常に増加している。

こうした状況下において、医療機関を支援するための必要な財源が確保できない場合は、本県の医療提供体制に重大な影響が生じるおそれがある。

(2) 要望項目

医療提供体制の整備に必要な国庫補助金について、対象事業を十分に実施できる額を確保すること。

10 AYA世代のがん患者の在宅療養生活支援及びがん患者の外見の変化に対する心理・社会的苦痛への支援体制の整備

(1) 現状・課題等

AYA世代（18～39歳）は、現行の介護保険制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象とならず、療養生活において経済的な負担が大きい。

また、がん治療による外見の変化のため、仕事を辞めるなど日常生活に支障を来したがん患者は約4割となっており、ウィッグ等の補整具の購入に際し経済面での支援が必要である。

本県は、がん患者ウェルビーイング支援事業としてAYA世代終末期在宅療養支援事業とアピアランス助成事業を実施しているが、こうしたがん患者への支援は全国的な課題であり、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施すべきものとする。

(2) 要望項目

AYA世代の終末期の在宅療養生活支援するために、介護保険制度に準じた制度を創設すること。

がん患者の治療と社会生活の両立を支援するため、必要となるアピアランスケアの購入費助成について制度化すること。

11 脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備指針策定及び財政支援について

(1) 現状・課題等

循環器病に関する包括的な支援を行うため、令和4年度より脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業を実施され、本県では令和5年度に埼玉医科大学国際医療センターが採択された。

この事業は単年度事業になっており、2年目以降のセンターの運営については、各都道府県とセンターに委ねられている。

この事業における国庫補助について、モデル事業の際は上限内で補助率10割となっているが、2年目以降については補助率5割となっており、各

都道府県における財政負担が生じている。

このような中、循環器病総合支援委員会が開かれ、整備指針策定に向けた協議が行われているが、都道府県に対しては、センターとの連携や都道府県における予算措置について検討されているにも関わらず、意見聴取に関しては明示されていない。

なお、この委員会においても、都道府県への財政支援の重要性について提言されている。

(2) 要望項目

脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備指針策定の過程において、都道府県の意見を聴取する機会を設けるとともに、各都道府県の脳卒中・心臓病等総合支援センターが整備指針に定められた役割を果たすために必要となる財政支援を行うこと。

12 こども等に対する公費負担医療制度の創設

(1) 現状・課題等

福祉医療（こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等）に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て環境の充実や、社会的に弱い立場にある人の支援に大きな役割を果たしている。

現在の医療費助成は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。

本県は令和6年4月からこども医療費助成制度の対象年齢拡大と所得制限の撤廃を実施し、令和8年1月からは重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を追加する予定であるが、福祉医療費の助成は医療に関するセーフティーネットの役割を果たしており、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施すべきものである。

(2) 要望項目

こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、全国一律の福祉医療費助成制度を早急に創設すること。

13 保育士の処遇改善と人材確保の推進

(1) 現状・課題等

保育士の人材確保を図るためには、保育士の処遇改善が重要であり、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定する必要がある。

令和7年6月13日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2025』では、保育の人材確保に向けて、公定価格の引き上げを始めとする処遇改善を進める方針が示されている。

公定価格の地域区分は、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映しておらず、本県の保育人材の確保に支障をきたしており、格差の解消が求められている。

そのような中、令和6年人事院勧告の内容が、保育の公定価格における地域区分及び支給割合にそのまま適用された場合、東京都の自治体との間でこれまで以上に格差が拡大又は支給割合が逆転することとなる。

(2) 要望項目

保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定すること。

また、保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、また、改定時期ありきで結論を出すことはせず、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、その意見を反映させること。

その際、東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、不動産公示価格を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

14 朝のこどもの居場所づくり（朝の小1の壁の解消）について

(1) 現状・課題等

本県では、こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる朝の小1の壁の解消が必要であると認識している。県内の小1・小4の保護者向けのアンケート調査においても、「朝のこどもの居場所があれば利用したい」との意見が一定程度あり、ニーズが見込まれる。

本県では、令和7年度から「朝のこどもの居場所」のモデル事業を実施する市町村に対して、県単独事業で補助を実施しており、今後モデル事業の効果検証、課題整理等を行う。

今後、本格的に実施していくに当たり、国における財政措置が不可欠である。

(2) 要望項目

いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、小学校開始前の朝の時間にこどもを預かる場を整備する事業に対して財政措置を行うこと。

その際、放課後児童健全育成事業の補助制度を踏まえるなど、事業が継続的に実施できるようにすること。

15 1歳児配置改善加算の要件見直し及び物価高騰への対応について

(1) 現状・課題等

保育所等における1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格の加算措置として令和7年度から創設された「1歳児配置改善加算」には、加算要件として、「(1) 処遇改善等加算区分1～3全てを取得している」、「(2) 業務においてICTの活用を進めている」、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を全て満たすことが課されている。

しかし、同様の加算措置である「3歳児配置改善加算」及び「4歳以上児配置改善加算」にはこれらの加算要件は課されておらず、「1歳児配置改善加算」のみ加算要件を課するのは不合理であり、撤廃すべきである。

中でも「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を要件

とすることは、新卒保育士や経験年数の短い潜在保育士の採用を敬遠する動きにつながる可能性があり、従来の国の保育士確保の方向性と整合が取れないばかりか、保育所等が自らの努力で短期間に改善することが困難である。このため、「1歳児配置改善加算」の要件のうち、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」については、特に早期に撤廃する必要がある。

また、保育所や放課後児童クラブ等の運営費は公定価格や国庫補助によって定められているため、物価高騰等の際に利用者に価格転嫁をすることが難しく、価格高騰等の影響が長引いた場合、サービスの低下につながりかねない。

令和7年6月13日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2025』では、物価上昇が継続していることを踏まえ、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う方針が示されている。

保育所や放課後児童クラブ等の安定した運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映し、継続的な対応を行う必要がある。

(2) 要望項目

「1歳児配置改善加算」の加算要件について撤廃すること。中でも「施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」については、特に早期に撤廃すること。

また、物価高騰分については、保育所や放課後児童クラブ等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰分を公定価格や補助基準額の改善若しくは別途補助を行う等、しっかりと対策を講ずること。

16 保育料の完全無償化の早期実現

(1) 現状・課題等

令和元年10月に3歳から5歳までの保育料が無償化されているが、0歳から2歳については無償化されていないため、子育て世帯から保育料の負担軽減を求める声がある。

保育料の無償化は、全国どこに居住していても同様のニーズがあるが、一部の自治体においては、独自の保育料補助事業を実施しており、地域ご

とに差が生じている。

こども基本法第 12 条において、「国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずる」こととされている。また、同法第 16 条で、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

保育料の無償化は、ナショナルミニマムとして国の財源と責任において実施するべきものとする。

(2) 要望項目

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、0 歳から 2 歳の保育料の完全無償化を早期に実現すること。

17 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

(1) 現状・課題等

地方税収が全体として増加する中、地方法人課税における税源の偏在により、自治体間の財政力格差が一層拡大しており、こども施策をはじめ様々な行政サービスに地域間格差が生じる大きな要因となっている。

特に、E コマースの更なる進展等により、経済センサスにおける小売業のインターネット販売額が直近 5 年間で 2.5 兆円増加している一方で、個人小売店の店舗数や売上高が減少していることなどから、インターネット販売の全国シェアが高い東京都への税収集中がより一層進んでいる。

地方法人課税については、令和元年度に法人事業税の約 3 割を分離し、不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税・譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところである。

しかしながら、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令和 3 年度は 5,513 億円、令和 4 年度は 1 兆 3,719 億円、令和 5 年度は 1 兆 5,920 億円、令和 6 年度は 1 兆 7,873 億円、令和 7 年度は 1 兆 9,917 億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約 1.2 兆円を既に大きく上回っ

ている状況である。

また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都の格差は再び2.9倍に拡大し、依然として税源が偏在している状況にある。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条においては、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

現在、令和7年度与党税制改正大綱や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）を受け、「地方税制のあり方に関する検討会」において検討が進んでいる一方で、東京都と周辺自治体の地域間格差がもはや看過し得ない水準にまで拡大しており、税源の偏在是正措置は待ったなしの状況となっている。

(2) 要望項目

令和元年度の特別法人事業税・譲与税制度創設時からの地域間格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、法律の施行後の全国状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し適切な偏在是正措置を早急に講じること。

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、適切な偏在是正措置を早急に講じること。

18 いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止について

(1) 現状・課題等

令和7年8月27日に、地方六団体及び指定都市市長会から、「いわゆる『ガソリンの暫定税率』廃止に関する緊急提言」を提出したところである。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油

税のほか、軽油引取税をあわせて約 1.5 兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっている。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税をあわせて約 5 千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている。

本県についても、仮に、暫定税率が廃止された場合、令和 7 年度当初予算ベースで、地方揮発油譲与税が約 4 億円、軽油引取税が約 275 億円、合計 279 億円の減収が見込まれる。

(2) 要望項目

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止は、地方における安定的な行政サービスの提供及び財政運営に多大な影響が生じることから、その減収分については国が代替となる恒久財源を措置するなど適切に対応すること。

地方の安定財源の確保は国の責務であり、仮に、暫定税率を廃止する場合は、安定的に国民の利益に資する持続的な税制度を構築すること。

19 いわゆる高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計の検討

(1) 現状・課題等

<高等学校等就学支援金制度>

教育の機会均等の確保の観点から高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する必要がある。支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分は、保護者が負担している。県立高等学校（単位制・定時制）においては、県が定めた授業料額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担している。

本県においては、年収約 720 万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授業料の平均額である 41 万円まで授業料の上乗せ補助を実施している。さらに施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担も補助を行い、保護者の負担軽減を図っている。

令和 7 年 2 月 25 日の三党合意のいわゆる高校無償化において、令和 7 年度は先行措置として所得制限が事実上撤廃されたが、高校生等臨時支援金制度と現行の就学支援金の二つの制度が併存し、分かりづらい制

度や手続になっている。

令和 8 年度からは就学支援金制度の見直しを通じて、公立高校、私立高校ともに所得制限が撤廃される予定となっているが、概算要求の段階では制度の設計が示されていない。

<奨学のための給付金制度>

高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成 26 年度から実施されているが、修学旅行費は非課税世帯への給付が対象外となっている。

また、高等学校等就学支援金と異なり、制度実施に要する地方公共団体の事務費は国庫補助金の対象外となっている。

さらに、国の就学支援金制度と同様に、地方公共団体の給付金に係る事務についてもマイナンバーを使用した申請、所得確認などを実施しているが、就学支援金制度と異なり、全国共通のプラットフォームとなるシステムが構築されていない。

いわゆる高校無償化において、令和 8 年度からは支給対象が低中所得層へ拡充される予定であることから、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続の効率化・簡素化を図る必要がある。

<高校教育の持続可能な制度設計>

私立高校授業料に対する就学支援金の拡充により、多くの生徒にとって私立高校への進学がより大きな選択肢となる。また、採算性の高い人口集中地域での私立高の寡占化が進むことで、公立高校の小規模化や再編統合が加速化し、地域における高校教育の維持向上が図れなくなることや、地域の衰退を招くことが懸念される。

その結果、学校の維持等、地方の財政負担が増加すると同時に、都市部と地方部の地域格差が拡大し、地域によっては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。

概算要求においては、「高等学校教育の質の向上等に向け、高等学校教育改革等への国の支援の強化、産業界等の伴走支援による専門高校の機

能強化・高度化、DX・AI 等の人材育成、グローバル人材の育成等を実施する」とされているが、具体的な制度設計は示されていない。

(2) 要望項目

子供の教育の機会均等を確保するため、引き続き国の責任で就学支援金制度の財源を確保し、支給限度額の撤廃や受給資格要件の緩和、補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。

就学支援金制度は、生徒・保護者及び都道府県の事務負担軽減を踏まえた見直しをするとともに、速やかに制度設計を行い、今後の進路を選択する中学生や保護者等が不安になることのないよう、詳細を公表すること。

奨学のための給付金制度は、非課税世帯が対象となっていない修学旅行費相当額も、財政措置を講じること。

奨学のための給付金制度に係る国庫補助は、高等学校等就学支援金と同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても財政措置を講じるとともに、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。

奨学のための給付金制度は、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう見直しをするとともに、速やかに制度設計を行い、詳細を公表すること。

地方の意見を踏まえ、居住地域に関係なく、子供たちが魅力のある学校を選択できる、持続可能な制度を速やかに設計するとともに、交付金等の新たな財政支援を行うこと。

20 学校部活動の地域クラブ活動への移行の環境整備

(1) 現状・課題等

令和 7 年 5 月に、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」から国に「最終とりまとめ」が提出され、休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことが示された。

また、改革実行期間を前期（令和 8～10 年度）と後期（令和 11～13 年

度)に分け、現時点で着手していない地方自治体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手することが示された。

「最終とりまとめ」では、休日の学校部活動の地域展開の時期について示されているものの、地域展開の実現に向けた具体的な手順、財政支援の継続期間等について、国から明確に示されていないため、自治体からは不安の声が挙がっている。

地域展開を進めるに当たっては、部活動改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について国民に丁寧な周知・広報を図る必要がある。

「最終とりまとめ」では、部活動指導員の配置について次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要性を示している。したがって、地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費（大会引率に係る旅費等）の拡充が求められる。

「最終とりまとめ」では、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要があることが示されている。また、公的負担については、国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であること、受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要があることが示されている。しかし、現時点で国からは、費用負担等についての具体的な目安が示されていない。

「最終とりまとめ」では、経済的に困窮する世帯の生徒への支援について確実に措置を行う必要があると示しているが、国からは、その具体策が示されていない。

(2) 要望項目

学校部活動の地域展開の具体的な手順について示すこと。また、財政支援の継続期間等についても併せて示すこと。

地域展開を進めるに当たっては、部活動改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について国民に丁寧な周知・広報を図ること。

学校部活動が地域展開されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図る

こと。

受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すこと。

家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、財政支援を図ること。